

## 下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成26年8月5日（火） 午後1時30分～3時45分

場所：本庁舎共用会議室B

参加者（敬称略）：森 邦恵委員、弘利 要委員、江藤 和代委員、坂田 秀和委員、  
松崎総務部長、小野総務部理事、内田行政管理課長、  
笹野行政管理課長補佐、倉前

### 【内容】

#### 次第2. 議事 ～ 前回における確認事項

委員) 委員の過半数の出席があり、規則第5条の規定に基づき開会の条件を満たしていることを確認。

事務局) 資料4の説明。(①「見直しを検討」と「継続」の違い、②文化財愛護団体育成補助金の全体像、③農業振興関係補助金の補足)

→前回委員会で委員から出された意見については、第3回の委員会でまとめたものを示してもらえるのか。(委員)

→今日の意見も含めて第3回の委員会でお示しする。今回の確認事項は、前回の質問及び不明点等に対して回答するもの。(事務局)

#### 次第2. 議事 ～ 補助金の見直し「見直しを検討」について (NO. 8～37)

##### ①NO. 8～12、25、28、31

委員) NO. 12について、問題があると認められるものは3年の期限を待たずに見直すように意見を付されたい。

→研修旅行、永年勤続表彰者祝金などへの補助金の充当は不適切であるので、事業費補助への移行により対象経費を明示し、補助金額の適正化を図るように指摘する。(事務局)

→平和への取組みとは具体的にこういったものを想定しているのか。研修旅行も、広い意味では平和への取組みと捉えることができる。対象の表現が抽象的ではないか。(委員)

→慰霊祭に係るものを想定している。ただし、玉串料・供物料や交際費については対象とならないと考えている。(事務局)

→10周年記念事業への準備金が繰り越されている。これは妥当なのか。(委員)

→補助金が充当されているのか明確でないことに問題がある。まずは事業費補助への移行及び対象経費の明確化が必要である。こういった積立金を行っている団体に対して補助が必要かどうかは、そのあとの話であると考えている。(事務局)

→事業費補助への移行を指摘し、それが出来ない場合には終了することを求めるように意見を付すべきである。(委員)

委員) NO.9 の文化協会への補助金について、45 周年記念事業積立金が 500,000 円ほど計上されている。補助金が 400,000 円なので、補助の必要性に疑問を感じる。(委員)

→平成 25 年度の決算を見ると、文化活動費、「下関文化」発行費などが予算は 885,000 円ほど計上されているが支出がない。45 周年記念事業に向けて、支出を切り詰めたものと思われる。(事務局)

→裏を返せば、事業はやっていないということになる。とにかく、事業費補助に移行して、補助の目的に沿った対象経費を明確にする必要がある。(委員)

→スケールメリットを活かすために統合を図るとしたときに、支障になることがヒアリング等で説明があったか。(委員)

→旧 1 市 4 町それぞれに文化協会が存在しており、生い立ちや活動内容等が異なるため、合併時には調整がつかずに今日まで独立存続しているが、合併から 10 年が経過しているので統合等に向けての検討について所管課からも話はあった。(事務局)

→合併後に交流が出てきているので、いつまでも個別に縄張り争いをするようなことはやめて、各地域の歴史などは尊重しつつ、市として一つの文化協会を効率よく運営していくことが望ましいと考える。(委員)

→各文化協会でも補助金額に差があることも違和感がある。(委員)

委員) NO.11 について、資金収支計算書を見ると、かなりのスケールで事業をしていることが分かるが、当期末支払資金残高が 250,000,000 円であることから、1 年や 2 年補助金がなくてもやっていけるのではないか。社会福祉協議会への補助金は法律等で交付することが決まっているのか。(委員)

→法律等が補助金の根拠ではないが、社協自体は社会福祉法 109 条で必置のものであり、公益性の高い福祉事業を行っていることから、市が支援する必要がある。ただし、現状は運営費補助であるため、他市の事例等を参考に事業費補助への移行を研究するよう指摘しているところである。法人運営部門について 1 億円の補助を行っているが、これはすべて不採算部門の人件費に充てられるものであり、134,000,000 円の支出に対して、100,000,000 円が補助されているものである。(事務局)

→134,000,000 円と 100,000,000 円の関係は、もともと人件費のすべてを補助していたものが、人件費単価が高騰したのか。人件費の一部と

ということだが、その算定根拠はどうか。「一部だからいいではないか」というのではおかしいのでは。(委員)

→もともと人件費を補助するものであった。当初は140,000,000円を補助していたこともあったが、財政状況の厳しさが増す中で、補助額が減額されてきたもの。社協はいろいろな事業を抱えており、採算部門については収益で管理部門を賄っているが、補助金が充てられているのは不採算部門である。(事務局)

→それ自体が収益を生まないということであれば、ますます人件費の水準の妥当性が大事と感じる。見直しを常に行うことの必要性を意見として付しておきたい。(委員)

→資金収支計算書の中で134,000,000円がどこに出てくるのか。(委員)

→資料には、法人運営事業に限定した内容を示したものとして予算書を付けている。予算ベースなので、そのままの金額を見ることは出来ない。(事務局)

→次回、社会福祉協議会の全体の事業規模が分かるものを示してほしい。併せて、法人運営事業の決算書等の資料を示してもらって、補助金額の妥当性の議論をする必要があるのでは。(委員)

## ②NO. 13～17

委員) NO. 15の医師会が運営する看護学校への補助金について、剰余金が発生しているにもかかわらず、交付先団体からは増額の要望が出ているということだが、どういった意図で増額要望が出てきたのか。

→意図は分からないが、増額要望が出ていると所管課から聞いている。(事務局)

→交付先団体が医師会であり、他の事業との絡みもあるのかもしれないが、補助をするには理由が必要である。最終的には自立をしていただくことが目標なのだから、聖域のない見直しを行うべき。(委員)

→県の補助金が14,300,000円あるから支出と収入がつりあっているのであって、県の補助金がなかったら赤字である。70,000,000円の繰越があっても数年で使い果たしてしまう。県はどういった目的で補助をしているのか。市は県と協調して補助をしているのか。(委員)

→県の補助金は市内の3看護学校すべてに補助しているもの。市の補助金は、準看護師養成課程と定時制課程に対する補助であり、目的の住み分けがある。(事務局)

→準看護師養成課程等への需要の状況や将来的な準看護師制度がどうなるのかなどを踏まえての判断となると思うが、終了という選択肢を示しておく必要があると思う。(委員)

委員) NO. 13 について、事業費補助への移行・対象経費の明確化ということでしょうか。

→そのとおり。

委員) NO. 14 の地域福祉推進事業費補助金について、要綱では審査会の審査員に事業提案者の理事が充てられているということだが、どういうことか。また、3事業が固定されているということだが、これもどうなのか。

→要綱上では審査員に社協の理事が充てられることになっているが、事業の提案を社協が行っているの、今は審査員から外れているとのこと。現状と要綱の内容が異なっていることから、指摘をしている。また、3事業に固定されているわけではないが、他に提案がないとのことであった。(事務局)

→他の事業者が知らないということなのだろう。基金の運用益を財源として事業を実施しているとのことだが、事業ありきであって、あとで財源を確保するという雰囲気が見られる。まず事業の必要性や公益性が論じられるべきであって、既存事業を存続させるという話にはならない。(委員)

→3つの事業を選定するに当たって、市はどのように関与しているのか。(委員)

→現在は審査員から社協の理事は外れているので、審査員は、すべて市の職員で構成されており、選定自体は市が行っている。(事務局)

→我々では評価がし難い。事業の内容がわからないし、市民がどのように評価しているのか分からない。事業ありきで実施しているのかもしれないが、位置づけが分からない。市自体が「成果は不明確」と評価している。必要性が分からない。(委員)

→もともと国の交付税の積み上げの運用益を充てて実施しようという性質のものであったので、必要性でいえば当初から他事業と比較して相対的に高くはなかったと考えられる。現在、必要性が高まっていると判断されるのであれば、運用益だけでなく、一般財源を上乗せしても実施できるように要綱等の改正も視野に入れるべきであるとの指摘である。(事務局)

→NO. 11 と併せて、社協への補助のあり方、社協の仕組みなどを分かるように事務局の方で整理してほしい。すべての補助金を削るという話をしようというのではない。必要性を論じるために必要な資料をお願いしたい。(委員)

委員) NO. 16 の薬物対策協議会補助金については、事業費 920, 220 円のほとんどが補助金 (729, 000 円) で賄われている。最も大きな支出項目である啓発

資材購入費で 425,534 円であるが、事業費補助に切り替えることが可能な  
のか。その際、補助額は削減するのか。

→募金の還元金(55,580 円)を除くと、協議会の運営費はすべて補助金  
で賄われていると言える。事業自体をやめなければならないというこ  
とではないが、補助金は終了して、市が実施すべき部分について直接  
実施をすることも検討するよう指摘しているもの。(事務局)

### ③NO. 18~22

委員) NO. 22 について、市の関与の必要性は認められるが、問題点も明らかなの  
であれば、3 年の期限を待たずにすぐに見直しに着手されたい。事務局を  
市が兼務して、通帳も持っているというのは問題である。

委員) NO. 19 について、シルバー人材センターは収益事業を行っているのかもしれ  
ないが、雇用創出の面で社会的な役割は非常に大きいのでは。団塊世代  
が高齢者となって、定年後に再就職の道を選んでも一般企業の受け入れは  
厳しい。需要は決まっているのに、高齢者は増えている。そういった状況  
で、シルバー人材センターの重要性は増しており、ニーズを踏まえて補助  
のあり方も検討してほしい。収支も赤字であり、行政が支える必要性は高  
いと思う。

→補助金のあり方の方針として上乗せ補助は原則しないという考え方  
がある。(事務局)

→上乗せ補助部分がこういった事業に充てられているのかが重要であ  
る。収益だけでは、労働の対価が支払えないということで補助を充て  
ているのか。(委員)

→事業収益の配分金が 85%、残りの 15%が運営費として充てられてい  
る。もともと収益を出し難い構造ではある。また、高齢者労働力は増  
えてきており、それに見合う仕事を用意しなければならないため、仕  
事を見つけてくる営業的業務を行う部分に補助が充てられていると  
聞いている。(事務局)

→直接収入 488,672,613 円、直接費用 451,475,888 円、管理費 70,593,509  
円だが、直接収入と直接費用の差益では管理費が賄えないので補助が  
必要であるということ。補助を減額するというのであれば、管理費そ  
のものが無駄のないものかということを検証すべきだが、全事業費に  
占める補助額が 1%に満たないから補助をやめるとするのはどうなの  
か。(委員)

→社会的ニーズがあることは先ほどの意見のとおり。補助金は税金が原  
資であることから、効果のある事業をすることは必要である。次の仕  
事の獲得など、成果の精査をしていただきたい。(委員)

#### ④NO. 23～37

委員) NO. 24、27、29、30 の各観光協会への補助金について、事務局を市が兼務しているものがある。補助額にも差がある。豊浦の観光協会の決算書だけ会費収入の計上がない。また豊浦だけ観光振興団体運営事業となっているのはなぜか。

→決算書上、観光協会と書かれているものが会費収入である。豊浦観光協会への補助金は、運営費補助と観光客誘致事業の2つがあるため、区別するために「運営事業」とされているもの。(事務局)

→豊浦・豊北観光協会は、事務局業務をさらに外部に委託している。観光協会では事務が出来ないのか。外部に委託することは適正なのか。  
(委員)

→商工会や指定管理者に委託している。現状として、運営費補助であるため、事務局業務を外部に委託している経費に補助が充当されていることを否定できない。団体を維持するための経費を補助することは、その団体の自立を阻害することになるため適切ではない。(事務局)

→観光協会は旧1市4町で存在していて、それぞれに成り立ちが異なるために問題点もそれぞれにあると思うが、合併して市としての統一的な観光振興を図っていこうとするのであれば、統一した運営方法を確立する必要があるのではないか。観光協会はそれぞれにあってもいいと思うが、全体としての効率性やスケールメリットを検討するべきである。(委員)

→合併した以上、独自の歴史的経緯ややり方はあるだろうが、連携やスケールメリットなどを踏まえた中で、特色を出していくということが必要で、合併の効果である。効率的にまとまってやっていくという視点は必要である。(委員)

委員) NO. 34 の私立学校運営費補助について、私立学校なので、特色のある教育に補助を出してほしい。

#### 次第3. その他

事務局) 次回の開催は、平成26年8月12日(火)午後1時30分から、本庁舎共用会議室Bで開催する。

委員) 平成30年3月31日を期限とすることに拘らず、出来る部分から見直しを行うように指摘したい。

委員) 今年度の見直し対象となっていない補助金についても、指針等に基づいて

見直しを積極的に指導してほしい。また、それに基づいて、3年の期限を待たずに早急な見直しを行ってほしいということを意見として付してほしい。

→これを機会に各所管課においても補助金の原資は税金であるということを知り、成果を確認しながら事業を実施するように指摘したい。(事務局)